

所属	法務研究科	身分	教授
氏名	山田 省三		
NAME	Shozo Yamada		

1. 研究課題

(和文) イギリス労働法におけるプライバシー保護の研究

(英文) A Study of Protection for Privacy in British Labour Law

2. 研究期間

2年間

3. 研究の概要 (背景・目的・研究計画・内容および成果 和文 600 字程度、英文 50word 程度)

(和文)

近年における IT 技術の進展は使用者に電子機器による監視や e-mail のモニタリングの可能性を高めており、このことが労働者のプライバシー侵害を招き、労働提供過程における身への負担となっていることが指摘されて久しい。同じ英米法圏の国でありながらプライバシーの概念が大きく発展したアメリカと異なり、やはりこの概念はほとんど発展してこなかった。しかし、欧州人権規約第 8 条の「私的生活の保護」の規定をめぐり、欧州裁判所の判決の効力がやはり国内にも及び、大きな影響を及ぼしてきた。本稿では、欧州人権規約第 8 条の解釈に言及した後、1990年代からの情報化社会の到来とともに制定された個人情報保護法 (DPA) を中心とする様々な情報に関する制定法の内容とこれらめぐる判例を探討し、プライバシー権としての労働者のプライバシー権とは何か、企業運営上の必要との調整原則やプライバシー権の放棄 (contract-out) といった問題を中心として、個人情報コントロール権としてのプライバシーの権利性を明確にすることを課題としている。

(英文)

Recently as IT technology has been progressed, employee's privacy become injured, so it is necessary to protect thier privacy at the workplace. In this article I examine the history and legal theory on the privacy protection of employees, especially on e-mail monitoring, drug test, recording personal data or inquireing on ~~em~~ disability and so on.

4. おもな発表論文等（予定を含む）

【学術論文】（著者名、論文題目、誌名、査読の有無、巻号、頁、発行年月）

比較法雑誌「キリスト教関係におけるプライバシー保護」(予定)

【学会発表】（発表者名、発表題目、学会名、開催地、開催年月）

【図書】（著者名、出版社名、書名、刊行年）

キリスト教法におけるプライバシー研究 (信山社 予定)

【その他】（知的財産権、ニュースリリース等）